

自宅・宿泊施設療養のおおまかな流れ

1 外来受診

検査を受けた方は、検査結果が判明する前に、「自宅・宿泊療養のしおり」表紙のQRコードを読み取り、「療養のための質問票」にご回答下さい。結果が陽性で、無症状、軽症の方は、宿泊・自宅療養となる可能性があるため、療養にあたって必要な情報です。療養支援が速やかに開始されるよう、ご協力下さい。スマホをお持ちでない方や入力ができない方は、陽性判明後に保健所からの連絡をお待ち下さい。 ※QRコードは（株）デンソーの登録商標です。

2 自宅待機・療養準備

自宅・宿泊療養のしおり

検査結果が出るまでの間に、療養の準備をお願いいたします。

自宅療養の基準

1. 自宅での安静が可能な方
2. 外出せずに生活ができる方
3. 専用の個室があるなど同居者と生活空間を分けることができる方
4. 電話やスマートデバイスを用いて健康状況を相談できる方

宿泊施設療養の基準

1. 施設での安静が可能な方
2. 外出せずに生活ができる方
3. ADLが自立している方
4. 電話やスマートデバイスを用いて健康状況を相談できる方

3 結果通知、療養先への移動

まず病院または保健所より検査結果のご連絡が行きます。陽性と判明した場合、神奈川県より療養に関するご案内のお電話をいたします。あわせて宿泊療養の場合は、施設までの移動について調整いたします。

4 療養中

外出をせずに自宅または施設で過ごしていただきます。療養期間中は注意事項や生活上のさまざまな制約もございます。また毎日の健康状態の報告をしていただきます。

5 療養終了

発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合で、療養終了となります（注意）。

また、症状のない方については、検体採取日から7日間経過した場合で、療養終了となります（注意）。ただし、途中で発症した場合、発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合、療養終了となります。

いずれの場合も症状に大きな変化がある際は、必要に応じて療養期間を延長又は入院していただく場合があります。

	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目	10 日目	11 日目
有症状	発症日	療養・外出自粛									解除	
無症状	検体採取日	療養・外出自粛 (※発症時は有症状0日目に移行)						解除	検温など 自身で 健康状態の 確認等			

- 有症状患者は、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に療養解除
- 無症状患者は、検体採取日から7日間経過し、8日目に療養解除。ただし、療養中に新たに症状を呈した場合は、「有症状患者」の基準を適用

なお、「治癒証明」は発行できませんが、希望に応じて「療養証明書」の発行は可能です。療養証明書発行希望の方は「[宿泊・自宅療養証明書（新型コロナウイルス感染症専用）について](#)」をご覧ください。

（注意）療養期間の考え方

令和2年6月12日付け及び令和4年1月28日付け厚生労働省通知で示された基準を採用しています。

[このページに関するお問い合わせ先](#)

[健康医療局 医療危機対策本部室](#)

[健康医療局医療危機対策本部室へのお問い合わせフォーム](#)

このページの所管所属は[健康医療局 医療危機対策本部室](#)です。

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
045-210-1111（代表） 法人番号：1000020140007